二　有線テレビジョン放送事業者の指定の失効

有線テレビジョン放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日
麒麟麦酒株式会社	第ＫＴ０１００―０１００号	平成二十四年十月十五日
宗教法人阿弥陀寺	第ＫＴ０２０５―０２０４号	平成二十四年九月十八日
学校法人法政大学	第ＫＴ０３２８―０３２４号	平成二十四年十二月十九日
三井不動産株式会社	第ＫＴ０３３７―０３３３号	平成二十四年十月十七日
株式会社テプコケーブルテレビ	第ＫＴ０２２１―０２２０号	平成二十四年十二月十八日
東京都	第ＫＴ０２３６―０２３４号	平成二十四年十一月十二日

			埼玉県飯能市（美杉台１丁目から７丁目まで、大字岩淵、大字下畑及び大字大河原の各一部に限る。）、川越市（伊勢原町１丁目から５丁目まで及び的場新町の各一部に限る。）、吉川市（きよみ野１丁目から５丁目までの各全域に限る。）、坂戸市（にっさい花みず木１丁目から８丁目までの各全域に限る。）
			千葉県千葉市緑区（おゆみ野１丁目から６丁目まで、おゆみ野有吉、おゆみ野南１丁目から９丁目までの各全域及びおゆみ野中央１丁目から６丁目並びに茂呂町及び鎌取町の各一部に限る。）、千葉市中央区（南生実の一部に限る。）、市原市（ちはら台東１丁目から９丁目まで、ちはら台南１丁目から６丁目までの各全域及びちはら台西１丁目から６丁目までの各全域に限る。）、四街道市（美しが丘１丁目から３丁目まで及び和良比の各一部に限る。）、柏市（しいの木台１丁目から５丁目までの各一部に限る。）、松戸市（高柳新田の一部に限る。）、野田市（みずき１丁目から４丁目までの各全域に限る。）
			東京都八王子市（みなみ野１丁目から６丁目まで、西片倉１丁目から３丁目まで、兵衛１丁目及び２丁目並びに七国１丁目から６丁目までの各全域並びに片倉町、小比企町、大船町及び宇津貫町の各一部に限る。）、町田市（広袴３丁目及び４丁目並びに真光寺１丁目から３丁目までの各一部に限る。）
			神奈川県横浜市青葉区（奈良１丁目から５丁目までの各全域に限る。）、横浜市緑区（長津田みなみ台１丁目から７丁目までの各一部に限る。）、伊勢原市（大住台１丁目から３丁目までの各全域並びに坪ノ内及び善波の各一部に限る。）
			福島県東白川郡棚倉町（逆川地区、天王内地区、上台地区、堤地区の各全域に限る。）、石川郡浅川町（大字浅川、大字東大畑、大字養輪、大字根岸、大字中里、大字松野入、大字袖山、大字大草字風口前14番地３号、大字滝輪、大字太田輪及び大字小貫の各全域に限る。）
			東京都板橋区（都営蓮根三丁目アパート１号棟に限る。）

○法務省告示第三百九十五号

福岡市博多区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十一月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、博多区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十五年十月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

福岡市行町十四番地　日髙　友吉

○法務省告示第三百九十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称　熊本県社会保険労務士会

変更前の住所　熊本県熊本市中央区坪井六丁目三十八番十五号

変更後の住所　熊本県熊本市中央区安政町八―十六村瀬海運ビル七Ｆ

変更年月日　平成二十五年七月二十九日

○法務省告示第三百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表有限会社テクノムゲンの項中「栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻三千二百四十三番地十」を「栃木県栃木市藤岡町赤麻三千二百四十三番地十」に、有限会社ホンゴウの項中「栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻三千二百七十二番地四」を「栃木県栃木市藤岡町赤麻三千二百七十二番地四」に改め、同表株式会社竹沢精機の項、東北甲陵株式会社の項、プリマ食品株式会社の項、株式会社福原鋳物製作所の項及びマテックス建材株式会社の項を削り、同表三栄荷役機械株式会社の項中「東京都台東区東上野二丁目十八番七号」を「東京都台東区東上野三丁目三十七番九号」に改め、同表女神インキ工業株式会社の項、株式会社飯田製作所の項、池田鉄工株式会社の項、株式会社窪治組の項、株式会社大岸製作所の項から山武コントロールプロダクト株式会社の項まで、株式会社加藤製作所及び古林紙工株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

城南建設株式会社	神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号城南建設ビル　建築大工

第三号中「平成二十二年七月二十九日」を「平成二十五年十月二十八日」に改める。

○法務省告示第三百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

平成二十五年十月二十八日